

令和8年度 すさみ町会計年度任用職員 募集案内（随時募集）

すさみ町では、次のとおり令和8年度の会計年度任用職員を募集します。

【会計年度任用職員とは・・・】

会計年度任用職員とは、いわゆる「臨時職員」です。（令和元年度まで「臨時職員（アルバイト）」や「嘱託職員」と言われていた職員です。）

会計年度任用職員には、給料（報酬）や交通費（費用弁償）のほか、勤務日数や勤務時間など一定の条件を満たした職員に期末手当・勤勉手当（ボーナス）などが支給されます。

【募集にあたっての共通事項】

- ・給料月額については、すさみ町役場で働いていた経験年数などを考慮して決定するため、最低額から上限額までの表記としています。（すさみ町役場で臨時職員等の経験が無い場合は、最低額が初年度の支給額となります。）
- ・任用期間は1会計年度（4月～翌年3月）を基本とします。
- ・会計年度任用職員に採用され、一定の条件を満たしたうえで次年度以降も会計年度任用職員に再度任用された場合は、上限額までの範囲内で昇給します。

【交通費について】

原動機付自転車や自動車を用いて片道2km以上を通勤する場合は、職員の支給基準に準じて通勤手当相当額を交通費（費用弁償）として支給されます。

【休暇等について】

任用される期間や勤務時間に応じて、年次有給休暇や年次有給休暇以外の休暇（有給：忌引休暇、夏季休暇等、無給：病気休暇、看護・介護休暇等）が付与されます。

【社会保険等について】

任用される期間や勤務日数・勤務時間に応じて、市町村共済組合等に参加します。

【期末手当・勤勉手当（ボーナス）について】

基準日（毎年度6月1日、12月1日）に任用されている会計年度任用職員には期末手当（ボーナス）が年2回支給されます。（ただし、任用される期間が6ヶ月未満又は1週間当たりの勤務時間が15時間未満の会計年度任用職員を除きます。）

なお、令和8年度の期末手当の支給割合は次のとおりです。

年度	支給割合（年間）
令和8年度	基本給月額（基礎額）×465/100（1回あたり232.5/100）

※ 勤務した期間に応じて期間率を乗じることとなりますので、勤務期間が短い場合は減額されます。また、制度の改正により支給割合が変更される場合があります。

【募集する職種・人数・勤務条件等】

募集番号	13	募集職種	保育所栄養士	担当課：教育総務課
募集人数	1人	雇用予定期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日	
業務内容	保育所給食の献立作成、食材発注、調理、片付け、清掃及び事務作業等			
応募資格	年齢不問、栄養士又は管理栄養士資格保有者			
勤務日時	週5日、午前8時00分～正午（4時間勤務）			
勤務場所	周参見保育所			
給料日額	5,362円～6,105円			

募集番号	20	募集職種	放課後児童支援員（補助員）	担当課：社会教育課
募集人数	1人	雇用予定期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日	
業務内容	放課後の学童保育に関する業務			
応募資格	年齢不問、保育士資格又は幼稚園教諭免許保有者（補助員は資格・免許不要）			
勤務日時	週2日（希望の勤務日数があれば要相談、午後2時～午後6時（4時間勤務） ※長期休業中（春・夏・冬休み等）は午前8時30分～午後6時の間で、 7時間30分（休憩2時間）のローテーション勤務を行います。			
勤務場所	すさみ町避難ビル			
給料日額	（4時間当たりの日額）支援員 5,321円～6,085円 補助員 4,812円～5,701円 ※長期休業中（春・夏・冬休み等）は勤務時間に対して時間外手当で対応			

【地方公務員法の適用について】

会計年度任用職員には、地方公務員法上の服務に関する次の各規定が適用されます。

- ・ 服務の根本基準（地方公務員法第30条）
- ・ 服務の宣誓（地方公務員法第31条）
- ・ 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第32条）
- ・ 信用失墜行為の禁止（地方公務員法第33条）
- ・ 秘密を守る義務（地方公務員法第34条）
- ・ 職務に専念する義務（地方公務員法第35条）
- ・ 政治的行為の制限（地方公務員法第36条）
- ・ 争議行為等の禁止（地方公務員法第37条）

また、会計年度任用職員の職以外に営利企業への従事等を行う場合には、申請により許可を得る必要があります。（職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律の関係上、許可されない場合があります。）

【その他注意事項】

- ・ 条例、規則等の改正に伴い、給料（報酬）や手当、勤務時間、休暇の種類・付与日数等が変更される場合があります。

【受験手続及び受付期間】

(1) 受験申込書の配付

すさみ町役場本庁総務課、江住支所、佐本出張所で配付しています。
また、町ホームページからダウンロードすることができます。

(2) 受験申込書の提出

午前8時30分から午後5時15分まで（江住支所及び佐本出張所は午後5時まで）
の間に、すさみ町役場本庁総務課、江住支所、または佐本出張所へ持参してください。代
理人による提出でも構いません（委任状は不要です）。

土曜日、日曜日及び祝日は閉庁日のため受付できません。

(3) 留意事項

- ・ 申込書に不備があるときは受付できません。
- ・ 受付後の申込書は返却できません。
- ・ 受験申込ができる職種は1人1職種です。（複数の職種への同時申込はできません。）

【申込必要書類】

(1) すさみ町会計年度任用職員採用試験受験申込書 1通

(2) 資格や免許が必要な職種は資格証明書や免許証のコピー 1通

【採用試験実施日時等】

詳細は、申込者に連絡します。

実施日時・・・申込み後に日程調整し実施します。

場 所・・・すさみ町総合センター

試験方法・・・書類選考、面接試験

【お問い合わせ】

(1) 受験申込や試験に関すること

すさみ町役場 総務課人事係 0739-55-4802

(2) 業務内容に関すること

募集する職種・人数・勤務条件等に記載の担当課まで

すさみ町役場 教育総務課 0739-55-2146